

魚津市告示第45号

防災危機管理室設置要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

魚津市長 村椿 晃

防災危機管理室設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市行政組織規則（令和3年魚津市規則第11号）第5条の規定に基づき、防災危機管理室の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市内及びその周辺において、危機事象（魚津市地域防災計画及び魚津市国民保護計画に該当しない危機事象を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに初動体制を確立し全庁的な対策を迅速に実施するため、防災安全課に防災危機管理室（以下「管理室」という。）を設置する。

(分掌事務)

第3条 管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災危機管理に係る各種個別計画の策定及び改訂に関すること。
- (2) 部局間等の連携及び円滑な事務の進行のための調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、防災危機管理について必要な事項に関すること。

(職及びその職務)

第4条 管理室に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
室 長	管理室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長代理	室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
職 員	事務に従事する。

(事務処理の原則)

第5条 管理室の事務処理については、この要綱に定めるもののほか、魚津

市事務決裁規程（平成12年魚津市訓令第2号）、魚津市文書取扱規程（平成12年魚津市訓令第3号）、魚津市予算の編成及び執行に関する規則（平成29年魚津市規則第2号）、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）及び魚津市公印規則（昭和32年魚津市規則第1号）の規定を準用する。

（文書の記号）

第6条 管理室の文書の記号は、「防危」とする。

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、管理室に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。